投資者の皆さまへ

Monthly Fund Report

日本企業社債ファンド2023-07

（愛称：和ごころ2023-07）

単位型投信／内外／債券

信託期間　：2023年7月31日　から　2027年12月20日　まで　　基準日　：　2026年9月30日

決算日　　：毎年12月20日（休業日の場合翌営業日）　　回次コード　：　3492

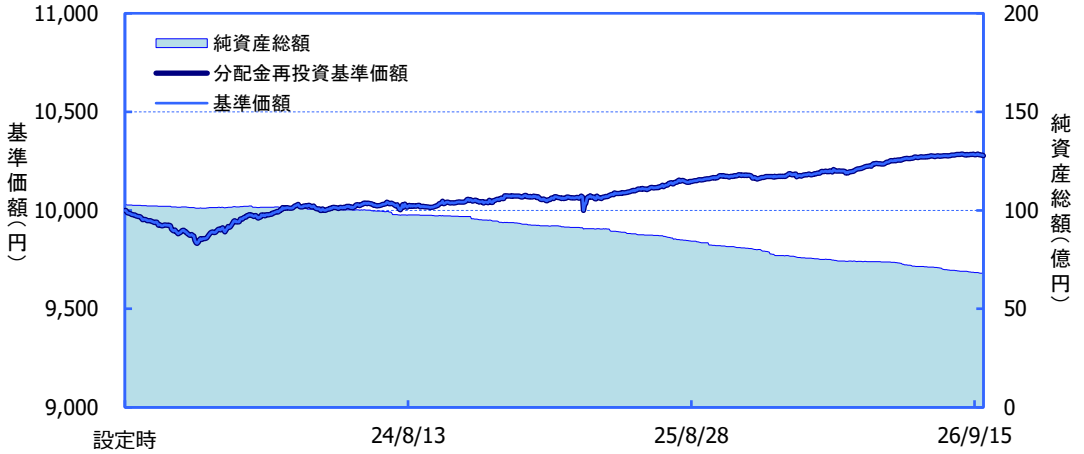
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪基準価額・純資産の推移≫

2026年9月30日現在

基準価額	10,278 円
純資産総額	68億円

当初設定日（2023年7月31日）～2026年9月30日



期間別騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.1 %
3カ月間	+0.1 %
6カ月間	+0.9 %
1年間	+1.1 %
3年間	+3.8 %
5年間	-----
10年間	-----
設定来	+2.8 %

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

≪分配の推移≫

（1万口当たり、税引前）

決算期（年/月）		分配金
第1期	(23/12)	0円
第2期	(24/12)	0円
第3期	(25/12)	0円

分配金合計額　　設定来：0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

資産	銘柄数	比率
国内債券	18	84.7%
外国債券	2	15.0%
コール・ローン、その他		0.3%
合計	20	100.0%

通貨別構成（為替ヘッジ前）　合計100.0%

通貨	比率
日本円	84.7%
ユーロ	0.0%
米ドル	15.3%

※当ファンドは外貨建て資産に為替ヘッジをしていますが、通貨別構成（為替ヘッジ前）は為替ヘッジ前の数値であるため、為替レートを反映して変動します。

格付別構成　合計100.0%

格付別	比率
AAA	---
AA	7.3%
A	65.9%
BBB	18.1%
BB以下	8.7%
無格付	---

※格付別構成の比率は、ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

ポートフォリオ特性値

直接利回り	2.1%
最終利回り	3.3%
修正デュレーション	0.7

ポートフォリオ構築時の状況（2023年9月12日時点）

為替ヘッジ考慮前最終利回り	2.66%
為替ヘッジコスト	0.86%程度
信託報酬（税込み）	0.6820%
実質的な最終利回り	1.12%程度

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。
※ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値（直接利回り、最終利回り等）を、その組入比率で加重平均したものです。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：大和アセットマネジメント Daiwa Asset Management
商号等　大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号
加入協会　一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

債券組入上位10銘柄			合計71.9%
銘柄名	利率(%)	次回コール日/償還日	比率
1 JFEHD 劣後FR	0.68	2027/06/10	8.7%
SOFTBANK CORP	6.875	2027/07/19	8.7%
3 損保JNK劣後FR	1.06	2027/04/26	7.3%
1 東北電力劣後FR	1.545	2027/09/15	7.3%
1 朝日生命劣後FR	1.5	2027/02/10	7.3%
1芙蓉総合リース劣FR	1.849	2027/12/15	7.3%
3A明治安田劣後FR	1.11	2027/11/06	7.2%
NISSAN MOTOR CO LTD	4.345	2027/07/17	6.3%
2 森ビル 劣後FR	1.17	2026/10/19	5.9%
3 みずほFG劣後FR	1.55	2026/12/15	5.9%

※比率は、純資産総額に対するものです。

≪ファンドマネージャーのコメント≫　※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

＜運用状況＞

主に社債金利の上昇が基準価額の下落要因となりました。

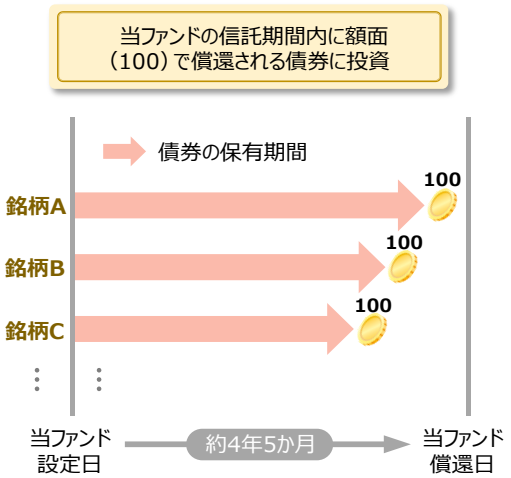
日本企業が発行する社債の中から、相対的に利回りの高い劣後債を中心に投資を行いました。銘柄選定にあたっては、発行体の信用リスクに加えて、劣後債については繰上償還延期や利払繰延べなどのリスクを勘案しつつ、利回り妙味のある銘柄を厳選しました。なお、外貨建ての社債については、為替変動リスクの低減をめざして、為替先渡取引を行いました。

当ファンドにおける持ち切り運用について

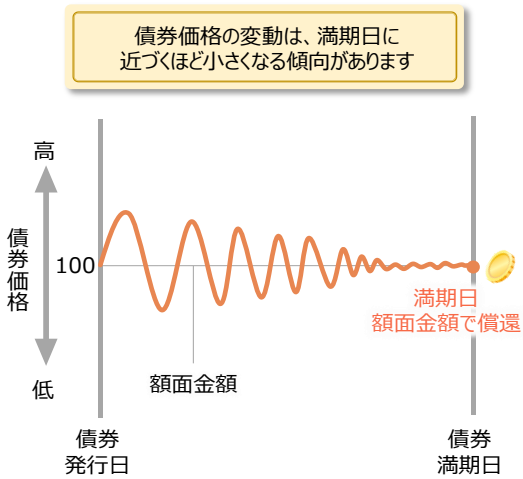
持ち切り運用で償還時の価格変動リスクの低減とクーポン収益の獲得をめざす

- 当ファンドは、信託期間終了日までに満期償還される銘柄および繰上償還が見込まれる銘柄の中から、利回り水準や信用力等を考慮して銘柄を選定します。
- 原則、各債券を償還まで保有する「持ち切り運用」を行なうことで、ファンドの償還時において債券価格の変動による影響を抑制しつつ、クーポン収益の積み上げを中心としたリターンの獲得をめざします。

持ち切り運用のイメージ



一般的な債券価格の変動推移のイメージ



※上記は一般的なイメージです。
※当ファンドを途中換金した場合には、債券価格の変動による影響を受けます。
※信用リスク等の観点から、満期日前または繰上償還日前に保有債券を売却する場合があります。
※保有債券が満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、再投資を行なう場合があります。再投資を行なう際に、利回りが低下する場合があります。信託期間終了まで債券を保有した場合も投資元本が保証されるわけではありません。

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

・日系企業が発行する日本円、米ドルおよびユーロ建ての社債（劣後債を含みます。）に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

・日系企業が発行する日本円、米ドルおよびユーロ建ての社債（劣後債を含みます。）に投資します。
・外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
・原則として、投資する債券の格付けは、取得時において BBB 格相当以上とします。
・当ファンドの信託期間終了日までに満期償還される銘柄および繰上償還が見込まれる銘柄を選定します。
・信託期間は約 4 年 5 か月です。
（2023 年 7 月 31 日から 2027 年 12 月 20 日まで）
・購入の申込みは、2023 年 7 月 28 日までとなります。
・毎年 12 月 20 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

≪投資リスク≫

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 また、劣後債は普通社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 劣後債固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。 ［劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）］ 一般的に、劣後債の法的弁済順位は、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り劣後債は元利金の支払いを受けることができません。 また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、劣後債の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。 ［繰上償還延期リスク］ 一般的に、劣後債には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、市場環境や制度変更等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が下落することがあります。 ［利払繰延リスク］ 劣後債には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。 ［損失負担条項に伴うリスク］ 劣後債のなかには、監督官庁により発行体が実質破綻状態にあると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合に、元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの条項が実質的に付されているものがあります。 元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することになり、元利金の弁済を受けられない場合があります。また元利金がすべて受け取れなくなることもあります。 普通株式に転換された場合には、その価値が元本を大きく下回ることがあります。

	［その他］ 組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなることがあります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 当ファンドでは、短期の為替先渡取引と債券先物取引の売り建て等を活用することで為替ヘッジコストの変動の抑制をめざしますが、為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクを完全に排除できるものではありません。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

≪ファンドの費用≫

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉1.1%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）		年率0.682% (税抜0.62%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分(税抜)(注1)	委託会社	年率0.25%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.35%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)、毎計算期末、途中換金および信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

≪お申込みメモ≫

換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① ユーレックス、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	◎ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ◎ すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▸ 大和アセットマネジメント　フリーダイヤル　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▸ https://www.daiwa-am.co.jp/

取扱い販売会社

2026年9月30日　現在

日本企業社債ファンド2023-07（愛称：和ごころ2023-07）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。